

土石の堆積に関する工事の場合のフローチャート

申請人 ☺

事前相談書提出

●事前相談正・副2部提出。

この間約10日

事前相談書の回答

●周辺地域の住民に対するの事前周知を行う。

許可申請書提出

●正・副2部提出。

この間約14日

※許可申請は、検討、修正等により、許可までに時間を要する傾向にありますので、余裕を持った申請をお願いいたします。

許可

※許可後、法第12条第4項による公表

標識の掲示

工事着手

定期報告書の提出

定期報告書の提出

●正1部提出

報告を要する規模

報告の期間

①堆積の高さ5m超かつ面積1500㎡超

②堆積の面積3000㎡超

許可より3ヶ月毎

堆積した全ての土石の除却完了

堆積した全ての土石の除却が完了した日から4日以内に申請が必要
毎週金曜日正午まで受付→火曜日午後現場確認

工事の確認申請書

法17条4項
土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令の定めるところにより、堆積されていたすべての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

現場立会確認

この間約10日

確認済証の交付